

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十三号

榮養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則

榮養士免許その他の手数料徴収規程（昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条 第六十七号中「千円」を「三千円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六十七の二 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）

第三条第一項の規定に基く土地掘さく許可手数料

八千円

六十七の三 温泉法第八条第一項の規定に基く増掘許可手数料及び動力装置許可手数料

五千円

同条第六十八号中「興業場営業許可手数料千円」を

「興業場営業許可手数料

常設興業場 三千円

仮設興業場 千円」に改める。

同条第六十九号及び第七十号中「千円」を「三千円」に

目次

- ◇規則 榮養士免許その他の手数料徴収規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県保健所及び衛生研究所使用料、手数料条例に規定する知事の定める使用料、手数料の額の一部改正
- ◇告示 鳥取県市町村総合指導委員会規程外十件廃止
- ◇公告 昭和三十八年度第一回理容師、美容師試験の実施
町村廢置分合
県有林の立木一般競争入札について

規則

榮養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月二十二日

改める。

同条第七十一号中「と畜検査手数料五百円」を

「と畜検査手数料

牛、馬 一頭につき 五百円

犢、駒、豚 ” ” 三百円

縹羊、山羊 ” ” 二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業権証券資金化協議会規程等を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十四号

鳥取県漁業権証券資金化協議会規程等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県漁業権証券資金化協議会規程（昭和二十七年七

月鳥取県規則第四十九号）

鳥取県開拓信用基金制度運営審議会規程（昭和二十七年七月鳥取県規則第五十一号）

町村合併促進審議会設置規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十五号）

鳥取県更生資金運営審議会規程（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十三号）

鳥取県同和对策審議会規程（昭和二十七年三月鳥取県規則第二十八号）

鳥取県更生医療医療費審査会規程（昭和二十七年九月鳥取県規則第七十四号）

鳥取県社会福祉審議会規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第五号）

鳥取県中小企業振興対策審議会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十二号）

鳥取県観光総合審議会規程（昭和二十七年七月鳥取県規則第五十号）

鳥取県労働教育審議会設置規程（昭和二十七年六月鳥

訓 令

取県規則第三十八号）

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十八号）

鳥取県訓令第九号

衛 生 部 長
各 保 健 所 長

二 2 (1)を次のように改める。

(1)

種 別	料 額	集 条
ツベルクリン皮内反応検査	十 円	集 団
赤血球沈降速度測定	二十 円	同 右
梅毒血液反応検査	六十 円	集 団
血液型検査	二十五 円	集 団
喀痰顕微鏡的検査	十五 円	同 右
喀痰細菌学的培養検査	八十五 円	同 右

衛 生 研 究 所 長

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料、手数料条例に規定する知事の定める使用料、手数料の額（昭和二十五年十二月鳥取県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

備 考

採取料を含む
採取料を含む
補休結合反応検査沈降反応検査を併せて行う場合採取料を含む
採取料を含む

糞便顯微鏡的検査	十円	同	同	右		
BCG接種	二十円	同	同	右		
腸内細菌培養検査	百円	五件以上十九件まで	同	右		一地域一回当り実施件数一件当り
同	七十円	二十件以上三十九件まで	同	右		
同	五十円	四十件以上	同	右		
水質細菌学的検査	百五十円	五件以上九件まで	同	右		
同	九十円	十件以上十九件まで	同	右		
同	七十五円	二十件以上	同	右		
歯石除去における処置	三十円	集	同	右		一顎につき
アマalgam充てん	八十五円	同	同	右		一歯につき
拔牙	六十円	同	同	右		
同	四十五円	同	同	右		
同	四十円	同	同	右		
二・三を次のように改める。						
3 レントゲン診断料						
種別	料額	条件	備	考		
透視診断	三十五円	同				
間接写真診断	三十円	同				

同	右六×六センチメートル	六十円	同	右
写真診断	六ツ切型	二百三十円	同	右
	四ツ切型	二百九十円		
	大四ツ切型	三百五十円		

附 則
この訓令は、昭和二十八年五月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十八年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県市町村総合指導委員会規程（昭和十一年十二月

鳥取県告示第六百七十五号）

鳥取県肥料審議会規程（昭和十一年十月鳥取県告示第

五百四十五号）

鳥取県酪農協議会規程（昭和十七年二月鳥取県告示第

鳥取県蜜蜂飼調整委員会規程（昭和二十五年三月鳥取県告示第八号）

鳥取県価値協定委員会規程（昭和十一年六月鳥取県告示第三百五十四号）

示第三百五十四号）

蚕桑改良督励委員設置規程（昭和十四年五月鳥取県告示第三百五十号）

示第三百五十号）

鳥取県補償審査委員会規程（昭和十三年九月鳥取県告示第五十三号）

示第五十三号）

鳥取県木材工業指導所諮問委員会規程（昭和二十六年六月鳥取県告示第二百六十八号）

示第二百六十八号）

鳥取県進駐軍関係設営工事費査定委員会規程（昭和十二年二月鳥取県告示第五十五号）

鳥取県公衆衛生普及委員会規程（昭和二十三年八月鳥取県告示第三百八十三号）
鳥取県中央病院運営委員会規程（昭和二十四年四月鳥取県告示第百八十号）

鳥取県告示第二百二十八号

昭和二十八年年度第一回理容師、美容師試験を次のとおり実施する。

昭和二十八年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種 別	日 時	場 所
理容師 学科試験	昭和二十八年六月十四日(日)	鳥取市西町 鳥取家政高等学校
美容師 試験	自九時 至十七時	鳥取市西町 鳥取家政高等学校
理容師 実地試験	六月二十二日(月)	鳥取市西町 鳥取家政高等学校
美容師	六月二十三日(火)	鳥取市西町 鳥取家政高等学校

和二十八年六月五日までに所轄保健所經由知事に提出し、試験当日は午前八時三十分までに受験用具を携行し試験場に出席して下さい。

鳥取県告示第二百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、日野郡江尾町、神奈川村及び米沢村を廃し、その区域をもつて、新たに江府町を置き昭和二十八年六月一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十七条第一項の規定による江府町の人口は六、八〇二人である。

昭和二十八年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

公 告

今般次の通り県有林の立木を一般競争によつて売却するにつき公告する。

昭和二十八年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一 場 所 八頭郡池田村大字中原

池田県有林 第二林班ろ、は小班

二 面 積 一二町〇五

三 樹 種 ヒノキ、スギ（間伐）

四 数 量 本数

ヒノキ 二、〇六五本

スギ 四九三本

材積（見込総材積）石

ヒノキ 四九三、五〇九

スギ 一八二、〇四六

五 入札場所 八頭郡家町

元八頭地方事務所

六 入札並びに開札時日

昭和二十八年五月二十七日午前十時から

七 入札保証金 入札金額の百分の五以上（現金に限る）

八 その他 入札に関する注意事項及び契約条項等については入札当日に説明する。

下見希望者は県有林看守、八頭郡池田村大字中原本家忠治について下見されると共に不明の点は鳥取県農林部林務課に問合せられ度い。

